|  |  |
| --- | --- |
| 日本国憲法ワークシート　０９  　　第６章 | 年　　　組　　　番 |

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

▶第6章　司法

第76条【司法権・裁判所，特別裁判所の禁止，裁判官の独立】

1. すべて(　１　)は，(　２　)裁判所及び法律の定めるところにより設置する(　３　)裁判所に属する。
2. (　４　)裁判所は，これを設置することができない。(　５　)は，として裁判を行ふことができない。
3. すべて裁判官は，その(　６　)に従ひ独立してその職権を行ひ，この憲法及び法律にのみ(　７　)される。

第77条【最高裁判所の規則制定権】

1. (　２　)裁判所は，に関する，(　８　)，裁判所の内部規律及び司法事務処理に関するについて，規則を定める権限を有する。
2. (　９　)は，(　２　)裁判所の定める規則に従はなければならない。

③　(　２　)裁判所は，(　３　)裁判所に関する規則を定める権限を，(　３　)裁判所に委任することができる。

第78条【裁判官の身分の保障】裁判官は，裁判により，心身の(　10　)のために職務をることができないと決定された場合を除いては，の(　11　)によらなければされない。裁判官の(　12　)処分は，行政機関がこれを行ふことはできない。

第79条【最高裁判所の裁判官，国民，定年，報酬】

1. 最高裁判所は，その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し，その長たる裁判官以外の裁判官は，(　13　)でこれを任命する。
2. 最高裁判所の裁判官の任命は，その任命後初めて行はれる(　14　)総選挙の際(　15　)に付し，その後(　16　)年を経過した後初めて行はれる(　14　)総選挙の際に審査に付し，その後も同様とする。

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

1. の場合において，(　17　)の多数が裁判官のを可とするときは，その裁判官は，罷免される。

④　審査に関する事項は，法律でこれを定める。

⑤　最高裁判所の裁判官は，法律の定めるに達した時に退官する。

⑥　最高裁判所の裁判官は，すべて定期に相当額のを受ける。この　報酬は，在任中，これを(　18　)することができない。

第80条【下級裁判所の裁判官・任期・定年，】

1. 下級裁判所の裁判官は，(　19　)の指名した者のによつて，(　20　)でこれを任命する。その裁判官は，任期を(　21　)年とし，(　22　)されることができる。し，法律の定めるに達した時には退官する。
2. 下級裁判所の裁判官は，すべて定期に相当額の報酬を受ける。この

　報酬は，在任中，これを(　23　)することができない。

第81条【法令権と最高裁判所】最高裁判所は，の法律，命令，規則は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する(　24　)裁判所である。

第82条【裁判の公開】

1. 裁判の(　25　)及び判決は，(　26　)でこれを行ふ。
2. 裁判所が，裁判官の(　27　)で，のは善良のを害するがあると決した場合には，(　25　)は，(　26　)しないでこれを行ふことができる。し，政治犯罪，出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の(　25　)は，常にこれを(　26　)しなければならない。